

1 会議の名称	令和5年度第1回江別市固定資産評価審査委員会
2 開催日時	令和5年10月13日（金）午前10時00分～
3 開催場所	江別市役所第2別館1階会議室2号
4 議題・報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の互選について</li> <li>・委員長職務代理者の指定について</li> <li>・江別市固定資産評価審査委員会の所管に係る江別市個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について</li> <li>・江別市固定資産評価審査委員会規程の改正について</li> <li>・報告事項</li> </ul> <p>(1) 令和5年度 土地価格等縦覧帳簿 及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について</p> <p>(2) 固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況について</p>
5 出席者名	<p>固定資産評価審査委員会 : 佐藤 允 委員 小林 敏道 委員 長内 香 委員</p> <p>事務局長 松井 謙祐 事務局書記 中島 良江</p> <p>江別市総務部長（固定資産評価員） 萬 直樹</p> <p>江別市総務部財務室資産税課長（固定資産評価補助員） 岸本 寿哉</p>
6 会議資料	<p>議題(1) 江別市固定資産評価審査委員会の所管に係る江別市個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について （公布文・新旧対照表・参考資料）</p> <p>議題(2) 江別市固定資産評価審査委員会規程の改正について （改正文・新旧対照表・参考資料）</p> <p>報告(1) 年度別（令和3～令和5年度）の縦覧及び閲覧状況</p> <p>報告(2) 固定資産評価審査委員会に対する審査申出件数の推移</p>

## 江別市固定資産評価審査委員会議事録

事務局長	<p>本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。 最初に、本日出席をいただいております委員の皆さまを紹介いたします。 佐藤委員です。 小林委員です。 長内委員です。 次に、出席している職員を紹介いたします。 固定資産評価員であります総務部長の萬です。 固定資産評価補助員であります資産税課長の岸本です。 次に、事務局職員を紹介いたします。 事務局書記で市民税課税制係長の中島です。 私は、事務局長で市民税課長の松井です。 どうぞよろしくお願いいたします。 次に、本日の会議ですが、委員3名中3名の出席となっております。 委員定数の過半数のご出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告いたします。 次に、会議の公開につきまして、ご説明いたします。 市では、附属機関等の会議は、支障のない限り公開を原則としており、この会議においても、審議の内容に応じて傍聴を認めております。 また、会議の議事概要として、発言内容を発言者の氏名とともに、後日、市のホームページ等で公開いたしますので、ご了承願います。 なお、本日は傍聴希望者がいらっしゃいませんので、このまま進行させていただきます。 それでは、開会に先立ちまして、総務部長の萬からご挨拶申し上げます。</p>
萬総務部長	<p>皆様おはようございます。 総務部長の萬と申します。固定資産評価員を兼務しております。 固定資産評価審査委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。 本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から固定資産税制度の運営をはじめ、市政各般にわたりまして、深いご理解、ご協力をいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

	<p>さて、コロナ禍の制限が緩和されまして、平常を取り戻しつつある一方で、様々な物価高騰が国民生活に大きな影響を及ぼしております。</p> <p>また、江別市内の地価動向でございますが、多くの地点で上昇傾向が続く中、来たる令和6年度は評価替えの年度に当たります。市としましては、より一層、適正な評価事務が求められるものと考えております。</p> <p>固定資産税につきましては、土地の負担調整措置や、家屋の経年減価がありますので、大きな増加は見込めないところではありますが、市民生活を支えるために、税収の確保は不可欠であります。</p> <p>今後におきましても、基幹税目である固定資産税について、適正で公平な固定資産評価となるよう事務を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>本日の会議では、令和5年度の審査申出はありませんが、次第のとおり、当委員会規程の改正などの議題を予定しておりますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見等をいただければ幸いに存じます。</p> <p>以上、措辞ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>これより、会議の進行につきましては、江別市固定資産評価審査委員会規程第4条の規定に基づき、佐藤委員長にお願いしたいと思っております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
佐藤委員長	<p>それでは、令和5年度第1回江別市固定資産評価審査委員会を開会いたします。</p> <p>次第の3の(1)委員長の互選についてですが、江別市固定資産評価審査委員会条例第2条第2項の規定により、委員長は、委員の中から互選で選出することとなりますが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
小林委員	<p>引き続き佐藤委員長にお願いしたいと思っております。</p>
佐藤委員長	<p>私、佐藤とのご意見がありました。他にご意見ありますか。</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

長内委員	ありません。
佐藤委員長	それでは私、佐藤でよろしいでしょうか。
各委員	よろしくをお願いします。
佐藤委員長	<p>それでは、私が引き続きお引き受けしたいと思います。 私から、一言ご挨拶いたします。 引き続きこれから1年間、委員長の職務を続けさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、(2)委員長職務代理者の指定についてですが、江別市固定資産評価審査委員会条例第2条第4項の規定に基づき、委員長から指名いたします。 小林委員にお願いしたいと思います。 よろしくをお願いいたします。</p>
小林委員	はい。よろしくをお願いします。
佐藤委員長	続きまして、本日の会議の議事録署名委員については、長内委員にお願いしたいのですがいかがでしょうか。
長内委員	はい。わかりました。
佐藤委員長	<p>それでは、長内委員、よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、(3)江別市固定資産評価審査委員会の所管に係る江別市個人情報の保護に関する法律施行規程の制定についてと、(4)江別市固定資産評価審査委員会規程の改正については、一括議題といたします。 事務局から一括説明願います。</p>
事務局長	<p>はい。それでは最初に、(3)江別市固定資産評価審査委員会の所管に係る江別市個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について、ご説明いたします。</p> <p>資料の1ページ、規程の公布文をご覧ください。</p> <p>はじめに、制定の理由であります。個人情報の保護に関する法律の一部改正により、本年4月1日から、地方公共団体を含め、法律により個人情報保護制度が一元化されたことに伴い、当市に</p>

## 江別市固定資産評価審査委員会議事録

	<p>おきまして本年4月1日から江別市個人情報の保護に関する法律施行条例を施行いたしました。これに伴い、江別市個人情報保護条例施行規則を廃止し、新たに江別市個人情報保護に関する法律施行細則を制定したことから、廃止した規則を引用している現行の江別市固定資産評価審査委員会の所管に係る江別市個人情報保護条例施行規程を廃止し、新たに本規程を制定しようとするものであります。</p> <p>規程の内容につきましては、本委員会が管理する保有個人情報の安全管理に係る措置及び開示請求等の取り扱いについて、市長が定める措置及び取扱いの例によることとし、附則において、施行期日を公布の日とするほか、現行の規程を廃止するものであります。</p> <p>なお、本規程については、本日ご承認いただけましたら、速やかに公布する予定としております。</p> <p>また、2ページには廃止する現行規程との新旧対照表を、3ページから6ページには江別市個人情報の保護に関する法律施行条例の条文を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>次に、(4)江別市固定資産評価審査委員会規程の改正について、ご説明いたします。</p> <p>資料の8ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>改正いたします条項は第1条で、規定中、委員会条例第13条とあるのを第14条に改めるものであります。</p> <p>委員会条例は、地方税法の規定に基づき、本委員会における審査の手続きや記録の保存等に関することを定めておりますが、条例に定めているもの以外に必要な事項は委員会規程に委任することとしております。</p> <p>その委任に関して、引用している条項を、これまでは第13条としていましたが、正しくは第14条であることが判明したことから、改正するものであります。</p> <p>なお、7ページには改正文を、9ページから11ページには江別市固定資産評価審査委員会条例の条文を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
佐藤委員長	ただ今説明のありました件について、ご意見や質問はありませんか。
各委員	ありません。

江別市固定資産評価審査委員会議事録

佐藤委員長	<p>議題（３）が新しく法律施行規程を制定するということ、（４）はもともとある固定資産評価審査委員会規程を改正するというものですね。</p> <p>（３）はこの委員会で所管する個人情報について、国が定めた法律の施行規程を制定するということで、これまであった規程が江別市の条例に基づいて定めていたところを、この度は、元々の根拠となる法律を基にした規程の制定を行い、従前の規程は廃止するということですね。</p>
事務局長	はい。
佐藤委員長	<p>勉強不足だったのですが、従前も、改正前の個人情報の保護に関する法律があったと思うのですが、それに基づいて江別市でも個人情報保護の条例を定めていたということでしょうか。</p>
事務局長	<p>これまで地方公共団体については、各自治体において条例で取扱いを定めるということになっておりまして、江別市においても、条例あるいは条例施行規則によって、取扱いを定めておりました。</p> <p>個人情報の取扱いはこれまでと特に変わることはありませんけれども、今まで個人情報の取扱いについては条例で定めておりましたが、４月からは国が法律に基づいて地方公共団体も含めて一元管理するようになったものですから、根拠法令は条例から法律に変わりました。その法律に基づいて、市では法律施行条例や法律施行細則を新たに制定しましたので、これに伴い、本委員会においても、これまで条例施行規程を制定しておりましたけれども、これを廃止して新たに法律施行規程を制定するということです。</p>
佐藤委員長	<p>個人情報の取扱いに関して、規程の内容自体は従前と変わらないという理解でよろしいですか。</p>
事務局長	<p>はい。文言は変わっているところもございますが、取扱いは変わらないというご理解でよろしいです。</p>
佐藤委員長	<p>議題の（４）の改正ですが、改正前と改正後の一覧は８ページでよろしいですか。</p>
事務局長	はい。

江別市固定資産評価審査委員会議事録

佐藤委員長	<p>江別市固定資産評価審査委員会規程の第1条は、規程の趣旨を定めているものですが、この条例第13条の規程に基づきというところを、第14条に改めるということですね。これは何か根拠の法令が変わったということではなく、規程そのものがこれまで誤っていて、ミスによって本来第14条とあるべきところが第13条であった、これを正しく改めるということでしょうか。</p>
事務局長	<p>これは過去に委員会条例を改正する際、1条を加える改正がありまして、その時にもともと第13条であった規定が第14条へ繰り下がるということがございました。その元の第13条を引用していた規程をその際に併せて改正すべきだったところを、改正せずに現在に至ってしまったということがわかりまして、今回改めて改正させていただきたいということです。</p>
佐藤委員長	<p>そうしますと、これは委員会のミスですね。本来ならもっと早くに改めるべきものでしたね。</p>
事務局長	<p>申し訳ございません。</p>
佐藤委員長	<p>いえいえ、事務局というわけではなく、我々がきちんとチェックや把握できていればよかったのだと思います。委員会として最終的に責任を負うべきことかと思えます。いずれにせよ今回見つけて良かったと思います。</p> <p>それでは、正しい内容というのが11ページにある、第14条、この条例に定めるもののほか、審査手続き、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定められていますので、この第14条に基づいて規程の第1条の趣旨を掲げるということですね。</p>
事務局長	<p>はい。</p>
佐藤委員長	<p>固定資産評価審査委員会の規程は、委員会の運営上必要な規定ですね。</p> <p>江別市固定資産評価審査委員会の所管に係る江別市個人情報の保護に関する法律施行規程についてですが、当委員会で所管している個人情報を扱う際には、市の方の施行細則とは別途、委員会独自に規定を設けなければならないということですね。</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

<p>事務局長</p>	<p>これはつまり、江別市と当委員会とは別の独立した組織で、委員会独自に規定を設けることが必要であり、その趣旨で（３）の議題が上程され、これについて本日審議しているという理解でよろしいですね。</p> <p>はい。なお、本市におきましては、本委員会のほかに、行政委員会と呼ばれる組織が５つございます。教育委員会、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会そして監査委員。この５つがございしますが、この５つの行政委員会いずれにおいても、今回お示しているものと同様の規定を施行しておりまして、本委員会についても同様とするということです。</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、他になれば採決したいと思いますがよろしいですか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【了承】</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>それでは、議題（３）は案のとおり制定することとして、（４）は案のとおり改正することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【了承】</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>それでは、それぞれ案のとおり制定及び改正することといたします。</p> <p>次に、４のその他の（１）報告事項のア、令和５年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について、報告願います。</p>
<p>岸本資産税課長</p>	<p>はい。それでは私から、報告事項のア、令和５年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について、ご説明いたします。</p> <p>資料の１２ページをご覧ください。</p> <p>こちらの資料は、縦覧帳簿の縦覧者数と、縦覧期間中の固定資産課税台帳の閲覧者数について、江別市と近隣市の状況を年度別にまとめたものでございます。</p> <p>縦覧は、固定資産税の納税者が、市内の土地や家屋の価格等を縦覧帳簿で縦覧して、自己の所有する土地や家屋の評価額と、他</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

	<p>の方が所有する評価額を比較することができる制度です。</p> <p>また、閲覧は、固定資産税の納税義務者が、自己の所有する資産が記載された固定資産課税台帳を見ることができる制度です。</p> <p>この縦覧、閲覧制度は、関係者に固定資産税の課税標準となる固定資産について知らせ、価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をする機会を与えようとするものです。</p> <p>当市における令和5年度の縦覧期間は、4月3日月曜日から最初の納期限の日の5月31日水曜日まで、縦覧者は1名、閲覧者は188名となり、昨年度と比較して、縦覧者、閲覧者ともに減少している状況です。</p> <p>以上でございます。</p>
佐藤委員長	<p>ただ今報告のありました件について、ご意見や質問はありませんか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
佐藤委員長	<p>次に、イの固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況について、報告願います。</p>
岸本資産税課長	<p>はい。それでは、固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況について、ご説明いたします。</p> <p>今年度につきましては、現在のところ、審査の申出はございません。</p> <p>固定資産税につきましては、近年の地価上昇や資材の高騰によりまして、次年度の評価替えでは、土地や新築家屋の評価額は上昇することが見込まれており、固定資産税に対する納税者の関心は、これまで以上に高くなるものと思われまますので、引き続き、納税者からの信頼を得られるよう、今後も適切な評価に努めて参りたいと考えております。</p> <p>次に、参考までに全国の状況についてご説明いたします。</p> <p>資料の13ページをご覧ください。</p> <p>こちらの表は、令和4年9月末までにおける全国の市町村の固定資産評価審査委員会に対する審査申出件数の推移でございます。例年ご説明しておりますとおり、3年に一度実施される評価替えの基準年度における審査申出件数が多く、それ以外の年度は少ない件数となっております。</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

	<p>以上でございます。</p>
佐藤委員長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま報告のありました件について、ご意見や質問はございませんか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
佐藤委員長	<p>資料の13ページの審査申出件数というのは、全国の合計ということによろしいのですね。</p>
事務局長	<p>はい、全国です。</p>
佐藤委員長	<p>はい、わかりました。 次に、(2)のその他ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局からお知らせがございます。 本委員会の次期開催につきまして、本年度は今のところ、特に開催の予定がないことをご報告いたします。 以上です。</p>
佐藤委員長	<p>それでは、委員の皆さんから何かございませんか。</p>
小林委員	<p>はい、委員長。</p>
佐藤委員長	<p>小林委員。</p>
小林委員	<p>まだ具体的に話は無いのかもしれませんが、エスコンフィールドだとかラピダスだとか周辺で動いていると思うのですが、江別市はその影響を受けている、もしくは受けるだろうといった状況なのではないでしょうか。札幌との関係もあるので難しいのかなとは思いますが、何となく土地の価格は上がってきているなという実感はあるのですが、もし何か感覚的なことでも結構なのですが、あれば伺いたいのですが。</p>
萬総務部長	<p>具体的なデータは無い状況ですけれども、環境的に言いますと、ラピダスについて言えば、千歳市内へのアクセスを考えますと国道337号が整備されて、東インターもございますので、30分とか1時間まで掛からないような時間でアクセスできる状況にな</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

	<p>りますから、十分通勤可能な状況になると思います。そういったことを考えまして、江別市ばかりではありませんが、千歳市周辺の土地や賃貸住宅の需要については我々も注目しているところがあります。</p> <p>また、報道の情報の域を出ませんが、エスコンフィールド周辺やラピダスの関係も含め、大きな工事が発生するといったことを考えると、工事に関係する人材がそちらに集中することによって、建築関係の人材、労働力が全体的にそちらに取られてしまうことになり、工事は工期を十分確保して発注しなければならないといった動きは、今後出てくると考えております。</p> <p>なお、地価自体は7月の都道府県地価調査の発表の価格を見ますと、1年前は、その前年から20数パーセントから30パーセント近く上昇している地点が多くありましたが、今年の7月だと10パーセント台に上昇の幅が少し落ち着いてきている状況だと考えております。そういったことを含め、ラピダス等の影響による上昇幅が下がってきている状況、また、その他の様々な環境の変化がありますので、今後も資材や土地の価格の状況も含めて注目していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
小林委員	<p>ありがとうございました。</p>
長内委員	<p>私からも現在のお話の関係で伺いたいのですが、現在国道337号の千歳から江別に来るこの道路が工事中ですね。こちらの完成予定はいつなのでしょう。勉強不足で申し訳ないです。</p>
岸本資産税課長	<p>江別から南幌までの開通は、記憶では、3年後くらいを予定していると国土交通省が正式に発表していたと思います。</p> <p>(※委員会閉会后、インターネットの情報ではあるが、令和7年3月頃になる可能性も考えられるが、来年度開通予定と訂正あり。)</p> <p>そのあとのマオイから南幌までの区間は、国の方では完成時期はまだ明示していない状況です。ただ、工事は粛々と進捗していると聞いております。</p>
長内委員	<p>そうなのですね。それでは、そちらと関係して、東インターの近辺に何か流通関係の大きな計画があるという話を聞いたのですが、そういったことは市としては何か情報はありますか。</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

萬総務部長	<p>計画自体はというと、都市全体のプランニングを大枠で示す都市計画マスタープランというものがあるのですが、その中では、流通とかそういった方向への土地にしたいということは位置づけしておりますが、具体的に今どうするというプランはまだ無い状態です。ですが、西インターも含め両インターチェンジはどういった土地利用が望ましいのかということは今、改めて調査して方向を見定めようと準備している段階であります。</p> <p>以上です。</p>
長内委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
佐藤委員長	<p>それでは、委員の皆さんから何かございませんか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
佐藤委員長	<p>なければ、これをもちまして、本日の江別市固定資産評価審査委員会を閉会いたします。</p> <p>皆さん、お疲れさまでした。</p>
閉会	<p>(終了時刻：午前10時35分)</p>